

議第173号

公立大学法人滋賀県立大学が徴収する料金の上限の変更を認可することにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

公立大学法人滋賀県立大学が徴収する料金の上限の変更を認可することにつき議決を求めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学が徴収する料金の上限（平成18年4月1日認可）を次のように変更することを認可することにつき、同条第2項の規定に基づき、議決を求める。

第4項中「月額4,500円」を「月額9,500円」に改める。

議第173号 公立大学法人滋賀県立大学が徴収する料金の上限の変更を認可することにつき議決を求めることについて